掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例

掛川市営住宅管理条例(平成17年掛川市条例第144号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては 「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に 改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前
目次
第1章~第5章 (略)
第6章 雑則(第64条— <u>第67条</u>)
第7章 罰則 (<u>第68条</u>)
附則
(入居者の資格)
第6条 (略)
$2\sim4$ (略)
5 第2項の規定により入居者となることができ
る者が入居する住戸の床面積の合計(共用部分
の房面積を除く)は 40平方メートル以下とす

5 第2項の規定により入居者となることができる者が入居する住戸の床面積の合計(共用部分の床面積を除く。)は、40平方メートル以下とする。ただし、市の区域内の住宅事情その他の事情を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(関係機関への協力依頼)

第66条 (略)

第1章~第5章 (略)

第6章 雑則 (第64条--第68条)

改

正

後

第7章 罰則 (第69条)

附則

目次

(入居者の資格)

第6条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 第2項の規定により入居者となることができる者が入居する住戸の床面積の合計(共用部分の床面積を除く。)は、61平方メートル以下とする。ただし、市の区域内の住宅事情その他の事情を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(関係機関への協力依頼)

第66条 (略)

(管理の特例)

- 第67条 市長は、法第47条第1項の規定により静岡県住宅供給公社(以下「公社」という。)が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合においては、当該住宅及び共同施設の第2章及び前章の規定による管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。以下この条において同じ。)を公社に行わせるものとする。
- 2 前項の規定により、公社が市営住宅及び共同 施設の管理を行う場合において市に代わって行 うことができる権限は、次に掲げるとおりとす る。
 - (1) 第4条の規定により入居者の公募を行うこ

と。

- (2) 第5条 (第4号を除く。)の規定により市営 住宅に入居させること。
- (3) 第8条第1項の規定による入居の申込みを 受け付け、同条第2項の規定により入居決定 者に対し通知し、又は同条第3項の規定によ り通知すること。
- (4) 第9条第1項の規定により入居予定者の順位を決定し、同条第2項の規定により実情を調査し及び入居者を決定し、同条第3項の規定により入居者を決定し、又は同条第5項の規定により侵先的に入居させること。
- (5) 第10条第1項の規定により入居補欠者を定め、又は同条第2項の規定により入居者を決定すること。
- (6) 第11条第1項第1号に規定する請書を受け 付け、同条第4項の規定により入居の決定を 取り消し、又は同条第5項の規定により入居 可能日を通知すること。
- (7) 第12条の規定により親族以外の者との同居 を承認し、又は承認しないこと。
- (8) 第13条の規定により入居の承継を承認し、 又は承認しないこと。
- (9) 第20条第2項の規定により費用を定め、又 は同条第3項の規定により修繕費用負担に係 る選択をすること。
- (10) 第24条の規定による届出を受け付けるこ と。
- (11) 第26条ただし書の規定による目的外使用の 承認をすること。
- (12) 第27条ただし書の規定による模様替え又は 増築の承認をすること。
- (13) 第31条第1項の規定により明渡しを請求 し、又は同条第4項の規定により明渡しの期 限を延長すること。
- (14) 第33条の規定により他の適当な住宅のあっせん等を行うこと。
- (15) 第35条第1項の規定により収入の状況等の 報告を求めること(前2号に関し必要がある と認めるときに限る。)。
- (16) 第40条第1項の規定による届出を受け付け 及び検査を行うこと。
- (17) 第41条第1項の規定により明渡しを請求す ること。
- (18) 第57条第1項の規定により、駐車場の使用

の申込みを受け付け、又は同条第2項の規定 により通知すること。

- (19) 第59条第1項の規定に基づき提出された書類を受領し、同条第3項の規定により使用を取り消し、又は同条第4項の規定により通知すること。
- (20) 第62条第1項の規定により使用許可を取り消し、又は明渡しを請求すること。
- (21) 第64条第1項の規定により市営住宅監理員を任命すること。
- (22) 第65条第1項の規定により検査をすること。
- (23) 第66条の規定により情報の提供その他必要な協力を求めること。
- 3 第1項の規定により公社が市営住宅及び共同 施設の管理を行う場合におけるこの条例の規定 の適用についての必要な技術的読替えは、規則 で定める。_

(委任)

第68条 (略)

第7章 罰則

(罰則)

第69条 (略)

(委任)

第67条 (略)

第7章 罰則

(順間)

第68条 (略)

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。